

令和 6 年度
燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業
事業実施報告

1. 燕市成年後見制度利用促進中核機關等運營事業（市受託事業）

(1) 協議会

- 燕市成年後見制度利用促進中核機關運営協議会（6/27、3/10）

(2) 広報・普及啓発

- 権利擁護普及・啓発セミナー 知って安心！成年後見制度（2/22）37 名
- 地域、団体等への出前講座
・たけのこの会（11/26）
- 福祉後見・権利擁護センター（成年後見制度利用促進中核機関）パンフレット増刷
- 燕市“市民後見人”活動レター（8/9、3/28）

(3) 相談・アセスメント

- 令和6年度 相談・支援実績（R6/4/1～R7/3/31） 実人数：57名

【相談内容】

項 目	件数
成年後見制度	61
日常生活自立支援事業	12
金銭管理・財産管理	5
権利侵害（虐待・DV等）	0
福祉サービスに関すること	0
生活課題	25
個別支援会議	0
その他	10
合 計	113

【支援内容】

項 目	件数
成年後見制度	19
日常生活自立支援事業	19
金銭管理・財産管理	9
権利侵害（虐待・DV等）	0
福祉サービスに関すること	0
生活課題	14
個別支援会議	4
その他	14
合 計	79

(4) 利用促進

- 権利擁護の担い手養成
 - ・ 燕市権利擁護支援者養成講座 事前説明会（8/29） 9 名
 - ・ 燕市権利擁護支援者養成講座 市民後見人養成コース（6 日間、31 時間） 6 名
 - ・ 「 権利擁護支援基礎コース（2 日間、12 時間） 1 名
- 専門職向けセミナー／市民後見人フォローアップ
 - ・ 燕市権利擁護支援者養成講座 オープン参加コース（全科目） 延べ 28 名
- 成年後見制度受任調整会議
 - ・ 燕市市民後見人候補者名簿（3/31 現在） 登録 17 名
 - ・ 受任調整会議開催状況（5/22、7/24、9/25、10/23、3/26） 計 8 ケース
 - ・ 市民後見人活動状況 3 名受任

(5) 後見人支援

- 年間を通した後見人支援（随時対応）

(6) その他

- 多職種・多機関・法人間の連携を強化する事業の開催

- ・燕ささえあいプラン（第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画）

推進講演会（2/26）53名

- 成年後見制度利用促進体制整備に関する視察受け入れ

- ・三条市（6/26）、関川村、関川村社協（8/20）、長岡市、長岡市社協（9/25）

- 実践報告等

- ・令和6年度成年後見制度担当者研修会（7/30）

- ・令和6年度市民後見推進サロン（10/17）

2. 燕市チームオレンジリーダー業務（市受託事業）

- 燕市権利擁護支援者養成講座にて認知症サポーター養成講座を開催（10/15）9名

3. その他必要な事業

- 各種研修会・会議等への参加

- ・身寄りなし問題ワーキング（4/24）

- ・地域包括支援センター 社会福祉士部会（5/16）

- ・認知症支援部会（7/11、9/26、12/19）

- ・燕市地域ケア推進会議（8/1、1/22）

- ・燕市障がい者自立支援協議会運営会議（8/2、2/3）

- ・燕市障がい者自立支援協議会全体会（8/30、2/21）

- ・成年後見制度市町村長申立推進研修会（基礎編／応用編）（9/2～3）

- ・身寄りがいない方の支援プロジェクトチーム（10/1）

- ・身寄りなしワーキンググループ（第1回金銭管理）（12/27）

- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業連絡会（1/17、3/7）

- ・中核機関ネットワーク会議（1/17）

- ・成年後見制度利用促進に関する市町村との意見交換会（1/20）

- ・社会福祉法人による法人後見団体ネットワーク会議（2/21）

- ・家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会（3/4）

令和6年度 権利擁護普及・啓発セミナー

知って安心！

成年後見制度

成年後見制度とはどんな制度？ どんな時に利用できるの？ お金はかかるの？ など、成年後見制度を基礎からわかりやすく解説いたします。

燕市にお住まいの方やお勤めの方、ボランティアや市民活動等に参加されている方ならどなたでもご参加いただけます。

日時

令和7年 **2月22日(土)**

13:30～15:30

会場

燕市民交流センター

講師

廣田法律事務所

ひろた たかこ

弁護士 **廣田 貴子** 氏

新潟県弁護士会会員

新潟県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 副委員長



参加費無料 (要予約／定員 60 名)

電話か E-mail、Google フォームにてお申し込みください



Google フォーム
二次元コード

【申し込み・お問い合わせ】

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関）

〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号 TEL：0256-78-7020/FAX：0256-78-7088

E-mail：tbm-kenri@tbm-swc.jp / ホームページ：<https://tbm-swc.jp/>

主催：社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

令和7年度 福祉後見・権利擁護センター（成年後見制度利用促進中核機関）事業計画

令和7年3月10日

事業	主担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
1. 燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業（市受託事業）															
(1)協議会															
①福祉後見・権利擁護センター運営委員会／ 成年後見制度利用促進中核機関運営協議会	車田			●									●	・ 同時開催	
(2)広報・普及啓発															
①権利擁護普及・啓発セミナー（1回）※市民向けセミナー	鳥羽・和田											● 21		・ 内容：未定	
②地域、団体等への出前講座（随時）	鳥羽・和田	→													
③パンフレット作成（更新）	車田			●										・ 業者印刷	
(3)相談・アセスメント															
①権利擁護に関する相談窓口（通年）	鳥羽・和田	→													・ 社協法人本部 1 階
②地域連携ネットワーク専門職派遣事業（随時）	和田	→													・ 36回分
(4)利用促進															
①権利擁護支援者養成講座（3コース）	車田・鳥羽					事前 説明会		← 本講座 →						・ 市民後見人養成コース（31時間） ・ 権利擁護支援基礎コース（12時間） ・ オープン参加コース（選択制）	
②福祉専門職・市民後見人向けセミナー（選択制）	車田・鳥羽							← →						・ 権利擁護支援者養成講座（オープン 参加コース）として開催 ・ 市民後見人フォローアップ	
③受任調整会議	鳥羽・和田	原則、毎月第4水曜日 15:30～17:00													・ 市民後見人、市長申立など ・ 後見人候補者のマッチング
(5)後見人支援															
①年間を通した後見人支援（通年）	鳥羽・和田	→													・ 親族後見人、市民後見人
(6)その他															
①社会資源等(多職種・多機関・法人間)の連携を強化する 事業の開催（1回）	車田・鳥羽									●				・ 内容：未定	
2. 燕市チームオレンジリーダー業務（市受託事業）															
・ チームオレンジリーダー業務と成年後見制度利用促進 中核機関業務の連動 ・ 認知症支援と権利擁護支援の視点を持った支援の実施	車田・鳥羽	→													・ 権利擁護支援者養成講座で認知症サ ポーター養成講座を開催

令和7年2月28日

県央地域初！市民後見人が3名誕生

－ 燕市独自の養成講座を修了した市民が活動を開始します －

燕市では、増加する市民の権利擁護支援ニーズに応えるため、福祉従事者等を対象にした市民後見人養成講座を令和5年度から開始するなど、成年後見制度の担い手育成に取り組んできました。このたび、講座受講者のうち3名が、新潟家庭裁判所から成年後見人として選任され、県央地域で初めての市民後見人として活動を開始することになりました。今後は、当該市民後見人にフォローアップ研修を行うなど、きめ細やかなサポート体制を構築し、適切な後見活動が継続できるよう支援してまいります。

【権利擁護支援者養成講座（市民後見人養成コース）の概要・実績】

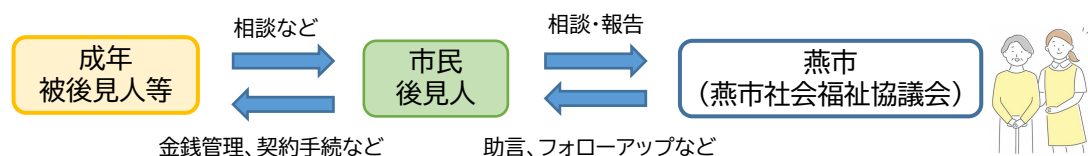
国の養成講座の負担が大きく受講者が少ない等の全国的な課題を踏まえ、対象者を福祉関係業務に従事または従事したことがある方に限定し、専門性を担保しながらカリキュラムの短縮を行う燕市独自の人材育成・担い手確保の取組。

年度	受講者	候補者名簿登録者	市民後見人
令和5年度	11名	11名	3名
令和6年度	6名	6名（予定）	－

※上記コースのほか、権利擁護支援の基礎的な内容を学ぶ「権利擁護支援基礎コース」と、自身の希望に合わせて科目を選択する「オープン参加コース」を実施しています。

【市民後見人へのサポート体制】

市民後見人からの定期的な報告や随時の相談に対応するとともに、資質向上等を目的としたフォローアップ研修を開催するなど、きめ細やかなサポート体制を構築することで、成年被後見人等への適切な後見活動が継続できるよう支援していきます。



市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村の支援をうけて後見業務を適正に担います。主な業務は、金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助支援などです。家庭裁判所から選任され、活動内容から報酬額が決定されます。



本件についてのお問い合わせ先

健康福祉部 長寿福祉課：小田嶋

健康福祉部 社会福祉課：西川

電話：0256-77-8157（直通）